

分掌規程

1. 事務局

(1)本会の事務局に関する事項については、この規程による。

(2)事務局長及び担当理事は、次の部を統括し各部を分掌する。

ア. 総務部

- (ア)県内会員、関係機関、関係団体に対する事務連絡等に関する事
- (イ)会員名簿の管理、運用に関する事
- (ウ)本部発行の刊行物の保管及び対応に関する事
- (エ)公文書、報告書等の発送、受領及び、議事録等の保管に関する事
- (オ)定款、定款細則及び諸規定の運用に関する事
- (カ)諸会議の開催準備及び議事録作成、保管に関する事
- (キ)社員総会の開催準備及び資料作成、保管に関する事
- (ク)その他

イ. 財務部

- (ア)予算、決議に関する事
- (イ)会費徴収、事業収入に関する事
- (ウ)事業支出、管理運営支出に関する事
- (エ)必要帳簿の管理（現金出納帳、収入・支出原簿、出入金伝票、貸借対照表、財産目録等）に関する事
- (オ)財務マニュアルの作成に関する事
- (カ)その他

ウ. 渉外部

- (ア)各自治体や関連団体との事業連携に関する事
- (イ)各自治体や関連団体の情報収集に関する事
- (ウ)各自治体や関連団体からの依頼・相談に関する事
- (エ)その他

エ. ニュース編集部

- (ア)士会ニュースの発行に関する事
- (イ)士会ニュースの企画、調査に関する事
- (ウ)士会ニュースの原稿依頼、インタビューに関する事
- (エ)研修会等での写真記録に関する事
- (オ)その他

オ. 福利厚生部

- (ア)士会活動、会員の相互関係を円滑にする為の親睦事業に関する事
- (イ)他士会ならびに他団体との相互作用を円滑にする為の親睦事業に関する事

- (ウ)士会員及び会長が必要と認めた時の慶弔事項に関すること
- (エ)その他

2. 学術局

- (1)本会の学術局に関する事項については、この規程による。
- (2)学術局長及び担当理事は、次の部を統括し各部を分掌する。
 - ア. 士会学術大会部
 - (ア)福井県理学療法学術大会開催の企画、運営に関すること
 - (イ)その他
 - イ. 学術誌部
 - (ア)「理学療法福井」の企画、編集、および発行に関すること
 - (イ)その他
 - ウ. 生涯学習推進部
 - (ア)新人教育プログラムの企画・運営・履修・終了に関すること
 - (イ)認定・専門理学療法士などの生涯学習システムに関する情報収集・啓発に関すること
 - (ウ)学術研究助成の公募に関すること
 - (エ)その他
 - エ. 研修管理部
 - (ア)理学療法士講習会・一般研修会の企画・運営に関すること
 - (イ)その他

3. 職能局

- (1)本会の職能局に関する事項については、この細則による。
- (2)職能局長及び担当理事は、次の部を統括し各部を分掌する。
 - ア. 業務推進部
 - (ア)理学療法業務推進、管理運営に関する研修会の開催に関すること
 - (イ)管理者会議の開催に関すること
 - (ウ)業務管理、運営等に関する諸活動に関すること
 - (エ)その他
 - イ. 医療保険部
 - (ア)医療保険領域に従事する会員のネットワーク活動及び情報周知、共有に関すること
 - (イ)医療監査に関する情報収集と情報提示に関すること
 - (ウ)診療報酬に関する情報収集と相談に関すること
 - (エ)医療保険に関する諸活動に関すること

- (オ)その他
- ウ. 介護保険部
 - (ア)介護保険制度改正に関する情報収集に関すること
 - (イ)地域包括ケアシステムに関する研修会の開催に関すること
 - (ウ)監査情報の収集・周知システムに関すること
 - (エ)介護保険業務に関わる県内 PT のネットワーク活動に関すること
 - (オ)その他

4. 社会局

- (1)本会の社会局に関する事項については、この細則による。
- (2)社会局長及び担当理事は、次の部を統括し各部を分掌する。

- ア. 広報部
 - (ア)理学療法週間に関する事業（理学療法展の開催等）に関すること
 - (イ)『はじける笑顔 輝く未来へ!!』の作成、発刊に関すること
 - (ウ)健康フェアへの出展協力に関すること
 - (エ)その他
- イ. 地域支援部
 - (ア)地域リハビリテーション推進研修会の開催に関すること
 - (イ)理学療法展への協力（公開講座の開催）に関すること
 - (ウ)高齢聴覚障害者デイサロンへの協力に関すること
 - (エ)福井県介護福祉士会・県社協(介護実習普及センター)との連携に関すること
 - (オ)その他
- ウ. スポーツ支援部
 - (ア)障害児・者スポーツ活動支援（障害者スポーツ大会へのスタッフ派遣・各種障害者スポーツ大会への支援）
 - (イ)スポーツ障害予防支援事業（スポーツ障害予防教室の開催、高校野球大会でのメディカルサポートなど）
 - (ウ)関連団体などへの協力に関すること
 - (エ)活動に必要な情報の収集に関すること
 - (オ)国体支援事業（人財育成、研修会協力など）に関すること
 - (カ)その他
- エ. 国際交流部
 - (ア)国際交流支援に関わる事業（海外研修生の受け入れ窓口、海外研修助成等に関すること）
 - (イ)国際交流セミナーの開催に関すること
 - (ウ)その他

5. ブロック事業局

(1)本会のブロック事業局に関する事項については、この規程による。

(2)ブロック事業局長及び担当理事は、次のブロックを統括し分掌する。

- ア. 福井東ブロック
- イ. 福井西ブロック
- ウ. 坂井ブロック
- エ. 奥越ブロック
- オ. 丹南ブロック
- カ. 二州ブロック
- キ. 若狭ブロック

(3) ブロック事業局の役割・事業は下記の通りである

- ア. 各ブロックの事業を推進し、その統括を行うこと
- イ. 地域特性に応じたブロックの事業・活動が円滑に行えるような組織化及びシステムを構築すること
- ウ. ブロック内における会員間、施設間のネットワーク及び会員個々からの意見収集、もしくは会員個々への情報伝達のシステム構築に関すること
- エ. 各ブロック主催もしくは複数ブロック共催の研修会、セミナー等の開催、また、学術局などの他の局との共催での企画に関すること
- オ. その他

この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする

附則

この規定は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規定は、平成 28 年 7 月 6 日一部改正により施行する。